

# 日本一の健康寿命のまち を目指して

A-13

記者発表資料  
平成30年11月21日

健康づくり推進課

## 加須市公共施設における受動喫煙対策の基本方針を策定

### ■ 目的

平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」といいます。）が公布され、これまで施設管理者の努力義務とされていた受動喫煙防止対策について、施設類型に応じた対策を講ずることが義務化されました。

こうした状況を踏まえ、改正健康増進法の基本的な考え方である「望まない受動喫煙」の防止を図るため、本市における方針を策定しました。

### ■ 現状

本市は、平成23年度に「健康づくり推進計画」を策定し、平成24年度を「健康寿命元年」と位置付け、「埼玉一の健康寿命のまち」の実現を目指して、市民とともに健康寿命の延伸につながる取組みを7つの分野ごとに推進してきました。

現在は、平成28年3月に策定した「第2次健康づくり推進計画」に引き継がれていますが、受動喫煙対策については、「たばこ・アルコール対策」の中で、「公共施設で敷地内禁煙を実施している施設の割合：平成32年度までに100%」を目標指標として掲げ、推進しているところです。

〔全119公共施設中 敷地内禁煙69施設（58%）：小中学校、幼稚園など  
屋内禁煙50施設（42%）：庁舎、公民館など  
（平成30年3月31日現在）〕

### ■ 基本方針

改正健康増進法では、多くの人が利用する施設等の区分に応じて一定の場所を除き、禁煙とすることになっていますが、市役所の庁舎をはじめとする本市の公共施設は、いずれも多くの人が利用する施設であることから、現行の「第2次健康づくり推進計画」に基づき、引き続き、受動喫煙対策を推進するものとします。

なお、実施に当たっては、十分な周知期間を設け、施設への掲示や広報紙、ホームページなどで市民にお知らせしていくものとします。

### ■ 敷地内禁煙の実施時期

屋内禁煙実施中の50施設のうち

（1）庁舎、公民館、図書館など47施設

平成31年夏（改正健康増進法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）までに敷地内禁煙に移行

（2）すぐに移行が困難な道の駅など3施設

平成32年度末（第2次健康づくり推進計画の目標値）までに敷地内禁煙に移行